

事務連絡
令和6年2月2日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉・児童福祉主管部（局）御中
中核市

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年能登半島地震に係る障害児支援関係の災害対応について（周知）
（二次避難等を受け入れる市町村における対応について）

令和6年能登半島地震による災害により被災し、二次避難等により、居住地以外の自治体へ避難する障害児や障害児の保護者に対する支援の提供について、下記のとおり周知いたしますので、下記内容について御了知の上、都道府県におかれては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び障害児支援事業者等に対して周知を行うなど、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 基準等の緩和措置及び支給決定手続等の柔軟化について

通常利用している障害児支援施設・事業所等とは別の施設・事業所等での受入れが円滑に行われるよう、下記事務連絡において、定員の弾力化や人員配置基準・施設設備基準の緩和、人員配置基準・施設設備基準を満たさない場合も報酬の対象とするといった基準等の緩和措置や支給決定・変更の手続の柔軟化をお示ししているところ、引き続きこれらの対応をお願いいたします。

- ・「災害により被災した要援護障害者等への対応について」
（令和6年1月1日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）
- ・「令和6年能登半島地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」
（令和6年1月4日こども家庭庁支援局虐待防止対策課ほか事務連絡）
- ・「令和6年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」
（令和6年1月4日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部ほか事務連絡）

2. 二次避難等の受入れ市町村における対応について

被災市町村から二次避難等をする障害児に対し、二次避難先等での円滑な障害児支援の提供が行われるよう、当該障害児が二次避難等をしている避難先市町村におかれては、下記の対応を行っていただき、柔軟な障害児支援の提供について特別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

<障害児の把握について>

- 被災市町村から二次避難等をしている者について、障害児支援のニーズの把握に努めるとともに、障害児がいることを把握した場合は、当該障害児や障害児の保護者等から、支援ニーズ等を積極的に聞き取っていただき、必要な支援につないでいただくようお願いいたします。

<避難者等からの相談への対応について>

- 被災した障害児の保護者等から避難先市町村に相談があった場合は、避難先市町村の障害児支援担当部局が窓口となり、利用可能な障害児支援施設・事業所等の紹介や受入れ先の調整などを行っていただくようお願いいたします。
- 相談があった場合に円滑に紹介できるよう、利用可能な障害児支援施設・事業所等のリスト化などの御準備をお願いいたします。
- 障害児支援施設・事業所等から被災した障害児の受入れに係る相談があった場合には、受入れ方法等について協議を行い、受入れが可能となるよう、積極的な御支援をお願いいたします。

<避難者の支給決定等について>

(一時的な避難の場合)

- 今般の被災により一時的に避難している場合など、居住地が依然として被災市町村にあると認められる障害児については、被災市町村において支給決定を行っていただくこととなります。
- この際、被災市町村において現に支給決定を受けている障害児については、被災による紛失や家屋に置いたまま避難している等の事情により、受給者証等を提示することができない場合には、受給者証等を提示しなくてもサービスを利用することができます。
- また、被災市町村において現に支給決定を受けておらず、避難先市町村において新たにサービスの利用が必要となる障害児については、避難先市町村の障害児支援施設・事業所等により、必要なサービスが速やかに提供されるよう、被災市町村において円滑に支給決定が行われることが必要です。この

ため、避難先市町村と被災市町村との間で適宜連携をとっていただくことが重要となりますが、被災市町村において通常の支給決定の手続をとることができない場合は、既存の資料の活用（避難先市町村が被災障害児や保護者から聞き取った情報等の活用を含む。）や被災障害児や保護者に対する聞き取り等により対応することができます。

- さらに、今般の被災により障害児支援サービスに係る利用料の支払いが困難な場合は、下記事務連絡（※）掲載の自治体（以下「対象自治体」という。）において、利用料の免除や支払いの猶予があります。この取扱いは、対象自治体から他の市町村に一時的に避難している場合であっても同様であることから、被災市町村から二次避難等をしている者の中に、利用料の支払いが困難である者がいる場合は、適切な対応をお願いいたします。
（※）「障害児者の皆様及び事業者の皆様向けリーフレットの送付について」（令和6年1月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部ほか事務連絡）

（居住地の移転を伴う避難の場合）

- 今般の被災により避難先市町村の区域内に居住地を有するに至った障害児については、避難先市町村において支給決定を行っていただくことになります。
- この際、被災市町村において現に支給決定を受けている障害児については、当該支給決定の内容等について、被災市町村に確認していただき、当該確認ができない場合は、受給者証等の確認や被災した障害児の保護者等に対する聞き取りなどの結果を勘案して行っていただくようお願いいたします。

3. 被災地施設・事業所等と避難先施設・事業所等の連携について

障害児相談支援の利用者が、二次避難等により、居住地以外の自治体へ避難する場合については、「災害により被災した要援護障害者等への対応について」（令和6年1月1日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）において、被災地と避難先の相談支援事業者や障害児支援事業者等が、当該利用者の情報を共有するなど、円滑に支援が引き継がれるよう配慮をお願いしているところですが、引き続き御配慮いただきますようお願いいたします。

また、被災市町村から二次避難等をする障害児の受入れ先となる障害児支援施設・事業所等（以下「避難先施設・事業所等」という。）においては、当該障害児に対し円滑に支援を提供する観点から、これまで当該障害児が利用していた障害児支援施設・事業所等（以下「被災地施設・事業所等」という。）に連絡をするなど、可能な範囲で連携をとっていただくようお願いいたします。

す。

具体的には、障害児の保護者等に、当該障害児の状態やこれまで利用していた被災地施設・事業所等について確認いただいた上で、被災地施設・事業所等に、当該障害児の特性やこれまで提供していた支援の内容・方法等について確認を行い、確認した内容を踏まえ、避難先施設・事業所等において当該障害児に対する支援の内容や方法等について決定することなどが考えられます。

4. 一時的に避難している障害児の学校休業中の放課後等デイサービスの利用について

令和6年能登半島地震による災害に伴い、被災市町村から一時的に避難している障害児が通常通っている学校が休業していることにより、当該障害児が通常の授業の終了後の利用開始時間より前から放課後等デイサービスを利用する場合についての基本報酬の算定は、学校休業日単価となります。

なお、放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは、下記Q&A問69においてお示ししているとおりです。

・「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A」

(平成27年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

問 69 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

(答)

具体的には以下のことを指す。

- ・ 学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）
- ・ 学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。